　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消防計画

第１章　総　　則

（目的）

第１条　この計画は、消防法第８条第１項に基づき、　　　　　　　　　　における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災・地震・その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

（消防計画の適用範囲）

第２条　この計画は、　　　　に勤務し、出入りし、又は居住するすべての者に適用するものとする。

（防火管理者の権限及び業務）

第３条　　　　　　　　　　　　　　　の防火管理者は、　　　　　　　　　　　とし、この計画についての権限を有するとともに、次の業務を行うものとする。

⑴ 消防計画の検討及び変更

⑵ 消火、通報、避難及び避難誘導の訓練の実施

⑶ 建築物、火気使用設備器具等、危険物施設の検査の実施及び監督

⑷ 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督

⑸ 火気の使用又は取り扱いに関する指導監督

⑹ 管理権限者に対する助言及び報告並びに、その他防火管理上必要な業務

（消防機関への報告、連絡）

第４条　防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届け出及び連絡を行うものとする。

⑴ 消防計画の提出（改正の都度）

⑵ 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡、及び法令に基づく諸手続き

⑶　消防用設備等の点検結果の報告

⑷ 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導要請

⑸ 教育訓練指導の要請

⑹ その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

第２章　予防管理対策

（予防管理組織等）

第５条　日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を次のように定め任務分担を指定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 防火管理者 | 火元責任者 | 吸殻、ストーブ等の火気管理  火気使用設備器具の管理  電気設備器具の安全確認  消火器具の管理  避難管理  地震時の出火防止に関すること  その他火災予防上必要な事項 |
| １階火元責任者 |  |
| ２階火元責任者 |  |
| ３階火元責任者 |  |

（火災予防上の遵守事項）

第６条　火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

⑴ 火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認すること。

⑵ 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓をしておくこと。

⑶ 終業時には、灰皿、吸殻の後始末を完全にすること。

⑷ 廊下、階段、通路、出入り口等その他避難のため使用する施設には、避難の妨害となる設備、又は物品を置かないこと。

また、避難口等に設ける戸は容易に施錠し開放できるようにしておくこと。開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持できるものとする。

（自主点検検査）

第７条　消防用設備等の自主点検検査は別表１、建物、火気使用設備器具、危険物施設、電気設備は別表２に定める点検、検査票に基づき実施する。

２　平素における点検検査は、外観的事項について、火元責任者が、随時行う。

（結果の記録及び報告）

第８条　点検、検査の結果は「消防用設備等維持台帳」に記録しておくとともに、消防用設備等の点検結果については、１年に１回、消防署に報告するものとする。

２　不備欠陥を認めたときは、早急にその是正を図る。

３　消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は　　　　　　　　に委託して下記表により行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査実施月日  検査対象物 | 実　　施　　月　　日 | |
| 機器点検 | 総合点検 |
| 消火器 | 月　　　日 | 月　　　日  月　　　日  月　　　日  月　　　日 |
| 月　　　日 |
| 警報設備 | 月　　　日 |
| 月　　　日 |
| 避難器具 | 月　　　日 |
| 月　　　日 |
| 誘導灯 | 月　　　日 |
| 月　　　日 |
| 誘導標識 | 月　　　日 |
| 月　　　日 |
| その他の　　　設備・器具 | 月　　　日 |
| 月　　　日 |

４　点検、検査の結果は「防火管理維持台帳」へ記録しておくとともに、消防機関へ報告した書類

　　及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、保管する。

防火対象物の法定点検は、　　　　　　　　　　　　　に委託して行う。

防火対象物定期点検結果については、１年に１回、消防署に報告するものとする。

第３章　自衛消防隊活動対策

第９条　　　　　　　　　　　の自衛消防組織は、　　　　　　　　　　を自衛消防隊長として自衛消防隊を設置し、その編成及び任務は次のとおりとする。

| 氏名及び任務  担当区域 | | 氏　　　　名 | 任　　　　務　　　　内　　　　容 |
| --- | --- | --- | --- |
| 自衛消防隊長 | |  | ○　隊員を指揮し、施設利用者の避難誘導及び火災の拡大防止にあたるとともに、火災状況及び逃げ遅れ者の有無等について、消防隊に報告すること。 |
| 通報連絡係 | |  | ○　消防機関への通報又はその確認を行うこと。  ○　放送設備等を活用し、施設利用者に発災を知らせるとともに消防隊の誘導及び消防隊への情報の提供を行うこと。 |
| 消火係 | |  | ○　屋内消火栓、消火器等を用いて初期消火活動を行うこと。 |
| 避難誘導係 | |  | ○　非常口を開放するとともに、施設利用者の避難誘導にあたること。  ○　避難終了後、人員を確認し、その結果を自衛消防隊長に連絡すること。 |
| 救護係 | |  | ○　負傷者の応急救護にあたること。 |
| 備  考 | ○　火災を発見した者は大声で施設利用者及び従業員に知らせるとともに、消防機関に通報すること。  ○　自衛消防隊用の資機材として、消火器（個数）・懐中電灯（個数）・応急救護用品（若干）・携帯用拡声器（個数）・ロープ（個数）を準備し、防火管理者が保守管理する。 | | |

（自衛消防活動）

第10条　自衛消防隊長は自衛消防活動を行う場合一切の権限を有し、各隊員に対し、指揮命令を行うとともに消防隊との密接な連携を図り、円滑な自衛消防活動が出来るように努める。

２　火災等が発生したとき各隊員は、前条に定める任務分担に基づき、積極的に行動するものとする。

第４章　震災対策

（震災予防措置）

第11条　地震時の災害の発生を予防するため第２章に定めるほか次のことを行うものとする。

1. 建物及び建物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）及び屋内に陳列、設置する物件の倒壊、転倒落下の有無の検査

⑵ 火気使用設備器具等の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置についての作動状況の検査

⑶ 危険物類の転倒、落下、漏油等による発火防止の措置及び送油管等の緩衝措置の検査

⑷ 危険物施設における配管等の亀裂の有無検査

２　各火元責任者は、被害を生ずるに至らない地震の場合であっても、地震後、建物、火気使用設備器具等の点検・検査を行い、その安全性を確認すること。

（震災に備えての準備品）

第12条　震災に備え次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

⑴ 食料（２～３日分の非常食）及び飲料水（水筒）

⑵ 衣料（下着、タオル、毛布）

⑶ 救急医薬品

⑷ 懐中電灯、トランジスタラジオ

⑸ その他必要な品

（地震時の活動）

第13条　地震時の活動は第３章によるほか次によるものとする。

1. 各火元責任者は、従業員を指揮し各種器具から出火防止措置を講ずること。
2. 従業員は施設利用者への必要な指示を与え、混乱防止の措置を講ずること。

⑶ 防火管理者は、自ら判断又は防災機関からの避難命令により、指定避難場所へ避難誘導すること。

第５章　防災教育及び訓練

（防災教育の実施）

第14条　防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

1. 従業員全員に対する教育は、年２回実施するものとする。
2. 新たに雇用された者に対する教育は、雇用後早期に行うものとする。

２　防災教育の内容は次によるものとする。

⑴ 消防計画の周知徹底

⑵ 火災予防上の遵守事項

⑶ 防火管理上の各従業員の任務及び責任の周知徹底

⑷ 人命安全に関する事項

⑸ 震災対策に関する事項

⑹ その他火災予防上必要な事項

（訓練）

第15条　防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

⑴ 通報、消火、避難誘導を連携して行う「総合訓練」　月、　月の２回行うものとする。

⑵ 通報、消火、避難誘導の個々の訓練を行う「部分訓練」は　月、　月、　月にそれぞれ行うものとする。（全従業員対象）

（震災訓練への参加）

第16条　防災訓練については、前条に準じて行うとともに防災機関、町会等で行う訓練に参加するものとする。

（訓練の実施報告）

第17条　防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は別紙「消防訓練実施通知書」により消防署へ通報するものとする。

付　則

この消防計画は、　　　　年　　　月　　　日から施行する。

別表１　消防用設備等自主点検チェック票

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実　施　設　備 | 確　　　認　　　箇　　　所 | | 点検結果 |
| 消火器  （　年　月　日実施） | ⑴　設置場所においてあるか。 | |  |
| ⑵　消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等はないか。 | |  |
| ⑶　安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 | |  |
| ⑷　ホースに変形、損傷、老化等なく、内部に詰まりがないか。 | |  |
| ⑸　圧力計が支持範囲内にあるか。 | |  |
| 屋内消火栓設備  泡消火設備  （　年　月　日実施） | ⑴　使用上の障害となる物品はないか。 | |  |
| ⑵　消火栓扉は確実に開閉できるか。 | |  |
| ⑶　ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 | |  |
| ⑷　表示灯は点灯しているか。 | |  |
| スプリンクラー設備  （　年　月　日実施） | ⑴　散水の障害はないか。（例：物品の集積など） | |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 | |  |
| ⑶　送水口の変形及び操作障害はないか。 | |  |
| ⑷　スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 | |  |
| ⑸　制御弁は閉鎖されていないか。 | |  |
| 水噴霧消火設備  （　年　月　日実施） | ⑴　散水の障害はないか。（例：物品の集積など） | |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 | |  |
| ⑶　管、管継手に漏れ、変形はないか。 | |  |
| 泡消火設備  （　年　月　日実施） | ⑴　泡の分布を妨げるものがないか。 | |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 | |  |
| ⑶　泡のヘッドに詰まり、変形はないか。 | |  |
| 二酸化炭素消火設備  ハロゲン化物消火設備  粉末消火設備  （　年　月　日実施） | ⑴　起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置） | |  |
| ⑵　手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「二酸化炭素消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 | |  |
| ⑶　スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 | |  |
| ⑷　貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 | |  |
| 屋外消火栓設備  （　年　月　日実施） | ⑴　使用上の障害となる物品はないか。 | |  |
| ⑵　消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 | |  |
| ⑶　ホース、ノズルに変形、損傷はないか。 | |  |
| 動力消防ポンプ設備  （　年　月　日実施） | ⑴　常置場所の周囲に、使用の障害となるようなものがないか。 | |  |
| ⑵　車台、ボディ等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 | |  |
| ⑶　管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。 | |  |
| 自動火災報知設備  （　年　月　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 | |  |
| ⑵　受信機のスイッチは、ベル停止となっているか。 | |  |
| ⑶　用途変更、間仕切り変更による未警戒部分はないか。 | |  |
| ⑷　感知器の破損、変形、脱落はないか。 | |  |
| ガス漏れ火災警報設備  （　年　月　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 | |  |
| ⑵　受信機のスイッチは、ベル停止となっているか。 | |  |
| ⑶　用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分はないか。 | |  |
| ⑷　ガス漏れ検知器の変形、損傷、腐食等がないか。 | |  |
| 漏電火災警報器  （　年　月　日実施） | ⑴　電源表示灯は点灯しているか。 | |  |
| ⑵　受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。 | |  |
| 非常ベル  （　年　月　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 | |  |
| ⑵　操作上障害となる物がないか。 | |  |
| ⑶　押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。 | |  |
| 放送設備  （　年　月　日実施） | ⑴　電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 | |  |
| ⑵　試験的に放送設備により、放送が出来るかどうか確認する。 | |  |
| 避難器具  （　年　月　日実施） | ⑴　避難に際し、容易に接近できるか。 | |  |
| ⑵　格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 | |  |
| ⑶　開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 | |  |
| ⑷　降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 | |  |
| ⑸　標識に変形、脱落、汚損がないか。 | |  |
| 誘導灯  （　年　月　日実施） | ⑴　改善等により、設置位置が不適正になっていないか。 | |  |
| ⑵　誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 | |  |
| ⑶　外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 | |  |
| ⑷　不点灯、ちらつき等はないか。 | |  |
| 消防用水  （　年　月　日実施） | ⑴　周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 | |  |
| ⑵　道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 | |  |
| ⑶　地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。 | |  |
| 連結散水設備  （　年　月　日実施） | ⑴　送水口の周囲には、消防自動車の接近に支障がないか、又送水活動に障害となる物がないか。 | |  |
| ⑵　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 | |  |
| ⑶　散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 | |  |
| ⑷　散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。 | |  |
| 連結送水管  （　年　月　日実施） | ⑴　送水口の周囲には、消防自動車の接近に支障がないか、又送水活動に障害となる物がないか。 | |  |
| ⑵　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 | |  |
| ⑶　放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 | |  |
| ⑷　放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 | |  |
| ⑸　表示灯は点灯しているか。 | |  |
| 非常コンセント設備  （　年　月　日実施） | ⑴　周囲に使用上障害となる物がないか。 | |  |
| ⑵　保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 | |  |
| ⑶　表示灯は点灯しているか。 | |  |
| 備　　　　考 |  | |  |
| 検　　査　　実　　施　　者　　氏　　名 | | 防火管理者確認 | |
|  | |  | |

（備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。

（凡例）　○：良　　×：不備・欠陥　　：即時改修

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 検査実施月日  検査対象物 | 実施月日 |
|
| 建築物等 | 月　　　日 |
| 月　　　日 |
| 月　　　日 |
| 火気使用設備 | 月　　　日 |
| 月　　　日 |
| 月　　　日 |
| 危険物施設 | 月　　　日 |
| 月　　　日 |
| 月　　　日 |
| 電気設備 | 月　　　日 |
| 月　　　日 |
| 月　　　日 |